

行政書士とうきょう 増刊号

Oct.2010 no.1

 東京都行政書士会

# Puente

Vol.1

Opinion 司法制度のあり方と行政書士の職域



東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

TEL.03-3477-2881

FAX.03-3463-0669

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

## CONTENTS

- ・活動レポート 01
- ・オピニオン —司法制度のあり方と行政書士の職域
- ・もう一度考えたい法律と制度シリーズ その1  
—行政書士ADRセンターの設立に因んで
- ・Column 公証人のひとり言
- ・法律実務検証 —入管だけではない？広がる行政書士の活躍の場
- ・帆を張る —発信する行政書士の業務外活動ファイル その1  
「ヨーロッパ一辺倒の日本のクラシック音楽界に、新しい視点を持ち込みたい。情報発信から芸術活動支援へ」
- ・活動レポート02 03
- ・インフォメーション
- ・編集を終えて

※紙媒体のPuente Vol.1に掲載されていました「特集ペットブームの光と闇 —ペット・幸せな最後まで」は、著作権の都合上、不掲載となっています。

## ●行政書士 ADR センター東京 政府や自治体のサポートも…



東京都行政書士会は、裁判によらずに紛争を解決する事業者として法務省から認証を得て、昨年5月に「行政書士ADRセンター東京」を発足させました。（「ADR」は Alternative Dispute Resolution (裁判に代わる紛争解決制度) の頭文字からきています)

当センターでは、専門的な研究と訓練を積んだ行政書士が、調停手続（和解を仲介する手続）をおこなっています。これによって、利用者の皆様に、裁判手続よりも迅速かつ低廉な紛争解決手続を提供することは当然のこと、裁判による解決よりも満足

度の高い、利用者ニーズをより充足させる解決がもたらされることを目指しています。

この「利用者への高い満足」のために、当センターは、従来の紛争解決機関にはない、さまざまな新しい試みを展開しています。

まず、そもそも当センターは、行政書士会としては日本で初めて法務大臣認証を得た紛争解決機関なのですが、当センターが取り扱う4つの紛争分野（①外国人の職場環境等に関する紛争、②自転車事故に関する紛争、③愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争、④敷金返還等に関する紛争）を専門的に取り扱う紛争解決機関としても、私たちが日本で初めてなのです。いずれの分野も、近年国民の皆様からの紛争解決ニーズが高まっているものばかりですが、これらの分野を専門的に研究した行政書士が事件を担当するものであり、これは他に例をみません。

また、調停手続を進めるプロセスにおいても、最新の紛争解決理論に基づいた技法を積極的に取り入れています。この最新技法は、裁判所のみならず他の紛争解決機関でもほとんど採用されていない、最先端のものです。当センターの調停人は、この



最新技法を駆使して、当事者の対話の促進や利害の調整をはかり、紛争を解決に導きます。

このような斬新なサービスを国民の皆様へ廉価でご提供するために、私たち約5千人の東京都行政書士会会員は一切妥協することなく、労力を惜しまず投じて、当センターを立ち上げました。結果、あらゆる面で「日本初」

のリーガルサービスをご提供しているものと自負しています。

この1年ですでに多くのお問い合わせやマスコミの取材をお受けし、事件の依頼もお受けしています。今後はさらに、政府や自治体が行う紛争解決事業へのサポートを行うことなども予定しており、より多面的に、皆様の紛争解決をお手伝いしてまいります。これからも、行政書士会のADRセンターにご期待ください。



行政書士 ADR センター東京 03-5489-7441  
電話相談：午前10時～午後4時（火曜日・木曜日・土曜日）

## 司法制度のあり方と 行政書士の職域



・政策研究大学院大学教授  
・まちづくりプログラム  
知財プログラムディレクター

福井 秀夫

### 司法制度・資格制度の意味

財産権や契約・法令に基づく権利が的確に実現されるためには、それらの権利が法や条例に記述されるだけでは足りず、第一に権利が明確に定義され、第二にそれらが容易に取引・流通しうるとともに、第三に完全に執行可能でなければならない。権利の確定や執行に関しては、裁判制度、強制執行制度などの司法制度が大きな役割を果たす。しかし、一般国民が、複雑な法的権利義務関係に熟知し、違法・不当な権利・利益の侵害を受けないよう配慮して取引等に参加することは難しい。行政書士、弁護士、税理士、弁理士などの法に関わる専門資格者が存在する意義は、国民の権利利益を適切に保護し、社会の豊かさや正義の実現を支援することにある。行政書士の業務には、官公署に提出する書類の作成のみならず、「権利義務又は事実証明に関する書類」を作成することも含まれ、民事上の書類など広範な法分野を包含しているのは特筆すべきことである。

しかし、行政書士を含め、誰かが新たな業務を行おうとする場合、他の専門資格との間でその業務を特定資格者以外に行わせてよいかについて、議論が多々生じうる。これは多くの専門資格で、一定の業務をその専門資格者以外の者が行うことを禁じる業務独占規定を設けていることに由来する。このような業務独占の意味は何だろうか。資格制度に対する国家の介入根拠は、法と経済学では、「情報の非対称」対策であるとされる。これは、サービスの提供者と受益者との間でサービスに関する情報に落差があるために、品質の悪いサービスが蔓延し、社会的に意味のあるサービス市場が縮小し、又は消滅する場合のことである。

このような情報格差を是正する本質的な手段は、当該資格者の能力、経験、サービスの品質等に関する徹底的な情報開示を促進することである。元々ただか一時点の試験の結果によって生涯の能力を保証できるわけではなく、また、資格はなくても優れた資質を持つ人材の活用可能性を一律に閉ざすことから、業務独占は、品質確保対策として合理性の乏しい粗雑な対策である。議論の多い弁護士法72条による「法律事件」に関する「法律事務」の取り扱いの業務独占も、ある者の具体的な業務に関する資質、能力に関する情報の共有がなされるならば、一律に特定の資格者のみに業務を独占させる理由は存在しない。現実には、英国の弁護士は、名称独占、すなわち弁護士でない者は弁護士と名乗ってはならない、と規制されるだけで、資格のない何人でも有償での法律相談等を行うことができる。

### 行政不服審査

この観点からいえば、例えば、行政不服審査の代理が弁護士に独占される理由は乏しい。通常行政書士は依頼を受けた許認可等の行政手続に熟知するから、その延長線上での行政処分に対する不服申し立てを手がけるなら、他者よりも専門性を発揮できる場合も多いだろう。少なくともこのような場合など一定の能力が認められる場合に行政書士が不服申し立てを代理することは、法改正により端的に認めるべきである。

### ADR

裁判外紛争解決手続き（ADR）への行政書士の関与についての近年の経緯は、混乱の一途を辿った。弁護士団体

からの圧力を背景に、いわゆる ADR 法に基づく業務認証が、①外国人就労、②ペット紛争、③自転車事故、④借家の敷金・原状回復紛争の4つの業務分野に限られた例が生じている。行政書士が実際に多様な紛争分野に関わっており、それらの中で多くの行政書士に専門的な知見が蓄積されてきている実態を踏まえれば、認証業務が矮小ともいえる4分野に限定される必然性は乏しい。本来、ADR法6条5号によれば、法務大臣認証要件の1つである「手続き実施者が弁護士でない場合」の「弁護士の助言」とは、条文どおり、弁護士個人の助言である。業界団体としての弁護士会の関与は法令上何ら必要とされていない。この趣旨は、筆者も関わった規制改革3か年計画において法務省の同法解釈を踏まえ閣議決定され、現在も内閣の方針として存続している。本来 ADR に関わる行政書士組織は、もっと自由で多様な分野を網羅した分野での認証を得ることが可能なのである。行政書士全体の利益を損なうのみならず、国民にも不自由を強いる圧力行使の呪縛から自由となり、本来の専門的知見に見合った新たな職域を堂々と確立していくべきである。

## 商業登記

商業登記についても、許認可等を通じた行政手続きの一連の流れの中で会社設立登記が必要となることが多いことに鑑みれば、そのような流れの中での商業登記に関して、行政書士は背景事情を熟知している。そのような行政書士ですら商業登記代理権を持たない法規制は、理由がないのみならず、国民の利益を端的に侵している。

## 入国審査

入国審査における上陸口頭審理・違反口頭審理手続きへの行政書士の参画についても、運用上の混乱が依然散見される。いわゆる入管法の口頭審理では、代理人あるいは親族・知人でさえあれば立会いが認められるのが法の要件であるにも拘らず、「親族・知人」としての行政書士の立会いすら否定する違法な行政運用が見られた。これらを是正すべく旨についても閣議決定された規制改革3か年計画に明記されたところである。

弁護士法72条の業務独占は、「法律事件」に関する「法律事務」に関して、「報酬を得る目的」で取り扱い、又は業とすることのみを禁じるものであるから、法律事件性のない法

律相談や助言については、有償であっても弁護士以外の何人も行なうことができる。この条項は、往々にして拡大解釈され、弁護士団体などが、非弁活動などというレッテルを貼って、弁護士以外が法律関連業務に参入することを機械的に阻止する口実に使われることが多い。

法務省によれば、法律事件性を満たす要件としては、訴訟提起又は行政不服申し立ての提起が典型的な例であって、それら以外については法律事件であると明白に言いうる程度に紛争性が生じたもののみが禁じられている。そのような紛争性の存在しない領域について、行政法規、民事法規等の解釈、法令に対する事実の当てはめ、その他法解釈や法運用全般に関わる見解の表明、助言、その他は、いかなる意味でも弁護士法違反になどなりようがないことに留意しなければならない。上陸口頭審理手続き等における行政書士の外国人の代理行為についても、「紛争性がない事案」については問題がない旨、やはり閣議決定において明記されているところである。

## 国民ニーズに応えた職域の確立

いずれにせよ、行政書士の職域は他の資格業務と比べてもかなり広く、一定の領域での確かな専門的知見を備える行政書士は多い。競売、定期借家をめぐる契約手続き、その他民事法全般、あるいは行政不服審査に止まらず行政訴訟などについても国民ニーズにもっと応えていく可能性が大きく残されている。行政書士の職域は広範な分野に適切に広げうるのであり、必要な法改正も含め着実に取り組むべきであろう。

### 福井 秀夫

### PROFILE

1981年東京大学法学部卒。京都大学博士(工学)。建設省を経て1996年法政大学教授、2000年ミネソタ大学客員研究員。2001年より政策研究大学院大学教授。専門は行政法・法と経済学。著書に「都市再生の法と経済学」(信山社、2001年)、「司法を救え」(共編著、東洋経済新報社、2001年)、「官の詭弁学」(日本経済新聞社、2004年)、「新行政事件訴訟法」(共著、新日本法規出版、2004年)、「脱格差社会と雇用法制」(共編著、日本評論社、2006年)、「司法政策の法と経済学」(日本評論社、2006年)、「教育パウチャー」(編著、明治図書出版、2007年)、「ケースからはじめよう法と経済学—法の隠れた機能を知る」(日本評論社、2007年)、「教育の失敗—法と経済学で考える教育改革」(共編著、日本評論社、2010年)ほか。

# 行政書士 ADR センターの設立に因んで

～近代という源泉から湧き出た個々人の「法的主体性」～

廣田尚久 紛争解決センター所長

**廣田 尚久**

1938年生まれ、1968年弁護士登録、2001年 ADR 検討会委員、  
2005年法政大学法科大学院教授、2006年廣田尚久紛争解決  
センター所長、著書「紛争解決学」(信山社)



東京都行政書士会は、平成21年5月25日に法務大臣の認証を得て、行政書士 ADR センター東京を設立された。この裁判外紛争解決機関（ADR）が扱う紛争の分野・種類・範囲は、①外国人の職場環境・教育環境に関する紛争、②自転車の走行に起因する交通事故に関する紛争、③愛護動物に関する紛争、④居住用賃貸借建物についての敷金の返還・原状回復に関する紛争である。

私は、この行政書士 ADR センター東京の設立記念祝典に招かれ、祝辞を述べさせていただいたが、行政書士が ADR の仕事に参画し、職域拡張の手がかりを得られたことは、まことに祝福すべきことであるとともに、これからは扱う分野・種類・範囲がさらに拡大されることを祈ると申し述べた。

この日に招かれて思ったことは、法務大臣の認証を受けて設立し、扱う分野が限定される ADR が、はたしてアメリカにも存在するかという疑問である。何でもアメリカがよいと言うつもりはないが、さまざまな ADR があるアメリカにも、このようにお上からの制約を受けている ADR があると聞いたことはない。

ADR は、もともと「近代」という源泉から湧き出てきたものであり、その基本となる設計図には、領主の支配から解放された個々人の「法的主体性」が書かれていた。この主体性を持った個々人は、私的所有が認められ自由に契約することができるようになった。そして、ここで尊重されることは、「合意」であり、「私的自治」である。したがって、紛争が起ったときには、自分で解決することが基本になる。すなわち、自分たちで合意を形成する方向で紛争を解決する——これが、ADR の存在理由であり、ADR を発展させる基盤である。

これに対して訴訟は、同じ「近代」という源泉から生まれたものというものの、国家が物理的強制力を独占し、勝ち負けを決め、裁きをつけることを基本にしている。すなわち、刑事事件であれば罪を犯した者に刑罰を科し、民事事件であれば債務を履行しない者に判決を言い渡して強制執行をする。したがって、訴訟は、お上が主体となるように設計されているのである。しかし ADR は、訴訟とは別のものであって、お上が出てくる必要もないばかりか、お上が出てくると変なものになる。

私は、司法制度改革推進本部の ADR 検討会の委員として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆる「ADR 法」）の法案の審議に参加していたが、常にそのことを念頭に置いて発言していた。にもかかわらず、「ADR 法」は、法務大臣の認証を柱にしたものとして制定された。しかし、行政書士 ADR センターに即していうならば、行政書士の本来の仕事の分野・種類・範囲は前述の①～④よりもずっと広いのであるから、①～④に限定することなく、少なくとも、行政書士の職域の範囲内に関する紛争は全部扱うことができるようにすべきではないだろうか。ADR 検討会の開催日に、オブザーバーとして終始出席され、行政書士を代表して筋の通った発言をされていた日本行政書士政治連盟の方々をはじめ、多くの行政書士の方々にも、同じ思いがあるものと考えられる。

こうしてみると、行政書士 ADR センターの設立は、たいへん祝福すべきことであるが、現段階では、過渡的なものだというべきではないかと思う。

なお、さきほど何でもアメリカがよいと言うつもりはないと述べたことについて付言しておきたい。それは、ADR はその国の文化や社会の基礎の上に成り立っているということである。したがって、その運営の仕方は、文化や社会からの影響を受ける。このことは、アメリカは決して日本の先生ではないということの意味する。もとより、アメリカのよい部分を参考にするには必要であるが、そのために、日本の ADR のよいところを軽視すべきではないと思う。一例をあげれば、私はかつてアメリカの調停制度の見学に行ったことがあるが、そのときに、アメリカの調停人は、発言する際に不必要なほどナーバスになるという印象を受けた。これは、人種の違いを意識する必要がほとんどない日本との相違が出ているものと考えられる。したがって、日本ではアメリカよりのびのびと ADR を運営することができるはずである。

それらのことを含めて、行政書士 ADRセンターの発展、ひいては ADR 全体の発展を祈念する次第である。そして、やや長期的な展望に傾くことになるが、ADR の発展がこの国の形を、人々の生活や企業の活動がしやすいように変えてゆくものと信じてたい。

# Column

## 公証人のひとり言

日本橋公証役場 公証人 雛形 要松

——A 公証人のいわゆるリーガルマインドが眩し始める。

最近、電話による照会は、厄介なのが多いのう。

例えば、①資本金 1 円の株式会社がつくれるか、②外国居住の外国人が株式会社をつくれるか、③株主総会の開催地（招集地）を中国の上海市にすることができるかなどといった質問がくるのじゃ。

——何故こういう照会がくるのじゃ？ A 公証人の一寸したリサーチ開始

ハハーン、立法担当者が「出資額 1 円でも株式会社の設立が可能になった」と言明したのだな。「外国人は発起人になることができる」という解釈もあるゾ。何と！「株主総会は原則として本店所在地において招集する」旨の旧規定が削られ、招集地は「定款自治に委ねた」という解釈もあるのか！。

——それじゃ照会者の本音を聞かきゃならんナァ。A 公証人の検討進む。

資本金が営業の元手であることも、今どき一円じゃメモ用紙一枚も買えないということも、百も承知だど！？

それじゃ、ホントの「ペーパーカンパニー」になるじゃないか！？ ナヌ！？、成立直後に数百万円に増資

の予定だど！？（それを先に言ってヨ。「成立後の資本金の額は、金 1 円」との定款は「名は体を表す」だから、銀行も顧客も見向きもしないですよ、予定の増資の一部でも設立時に前倒しにしたらどうですか、と照会者を説得しよう）、「資本金の額を金 100 万円にし、あとは増資で賄う」という変更案になったヨ。

——少しホッとした A 公証人のエピローグ

「過去のもろもろの法律制度の中で、人間の生活に役立つものだけが、この世に生き残ることができた。これは歴史の示すところである」という先輩の言葉もあったな。前述の他の照会も、「親切・丁寧」をモットーに話をよーく聞けば、方々に役立つ定款ができるのではないかのう。やるゾ！



### PROFILE

1944年8月20日生  
1966年9月司法試験合格  
1983年6月内閣法制局参事官  
1992年7月証券取引等監視委員会事務局次長、1999年4月  
長野地家裁所長、2000年11月  
東京高裁判事（部総括）  
2006年7月公証人任命

# 法律実務検証

## 入管だけではない? 広がる行政書士の活躍の場

平成 22 年 6 月末現在、東京都行政書士会会員で、入国管理局（以下「入管」という。）の申請取次証を保持している行政書士は 1,649 人いる。外国人からさまざまな相談を受けるという業務の性質上、入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）、国籍法、国際私法等に精通している会員も多い。しかし、その申請にあたっては、在留資格に関しては入管、国籍に関して法務局と専ら 2 つの官公署だけに出入りしている行政書士がほとんどである。

そんな中で、家庭裁判所（以下「家裁」という。）を舞台に活躍している行政書士もいる。正確に言えば行政書士としてではなく、その語学力を活かして、通訳人として家裁で外国人申立人に同席するのだが、ここで行政書士ならではの法律知識が役に立つ場面も多いという。家裁での豊富な通訳経験を持ち、昨年 6 月に任意団体「多言語行政書士協会」を立ち上げた、千代田支部の中村和夫会員にインタビューを行った。

また、語学力をもつ行政書士が今後どのように活躍の場を広げてゆけるかという点についても、行政機関としての視点から、弁護士（元横浜家庭裁判所判事）梶村太市先生、杉並児童相談所の木全（きまた）玲子所長にもお話をうかがった。

### 具体的事例

中村和夫 会員

#### 事例 1. 子の引渡し（日系人の母に）調停事件

数年前、母は父から自分に親権者変更調停の申立てをしたが、家裁の調査によりブラジル法では父母双方に親権があることがわかり、家裁側は調停取り下げを母に求め、母は理由も分からず取り下げをさせられていた。数年後、母から相談を受け、親権ではなく監護権の変更を望んでいること、DV 絡みのデリケートな案件であり、早急な子の引き渡しが必要であることがわかった。そこで知人弁護士を代理人として、子の引き渡し調停を申し立て、自身（中村会員）は通訳として全ての調停に同席した。父の DV により子から母に助けを求める電話がたびたびあり、新年早々父から子への DV の結果、子が飛び出し、母が子を奪取する形となり、その結果を家裁が追認、子の引渡し調停の申立ては取り下げる形で決着をみた。

#### 事例 2. 就籍許可申立 調査能力の証明

不法残留の子が本邦に居ることから、入管はその親であり来日していた日系 2 世の老父の在留資格変更（短期滞在から日本人の配偶者等《日本人の子》へ）を不許可とした。が、旧々国籍法による国籍回復が理論的

には可能であり、法務局へ申請すれば許可される可能性が高い案件であった（1950 年 6 月 30 日まで旧々国籍法は有効）。しかしながら、同じ法務省内部で異なる見解が出される可能性は低いと考えられたため、司法機関である家裁への就籍許可申立を選択することを依頼人に勧めた。

在留資格が認められなかった老父は、やむなく帰国せざるを得ず、知人弁護士を代理人として就籍許可を申し立て、事件関連資料及び翻訳は自身（中村会員）が準備した。追加資料の提出や書面によるヒアリングなどの審理の結果、数ヶ月後に無事就籍許可の審判が下った。

### こんなに役立つ行政書士知識

#### 1. 国や文化、法律の違い等知識の活用

事例 1 の場合、ブラジル法では共同親権が一般的であり、母が最初に相談してくれていれば、最初から監護権変更の申し立てをすることができた。

日本では母が子を連れ出し、それを家裁が追認することが多いとされ、アジア系以外の外国人は子を連れ出すことは拉致であるという認識があり、裁判所のお墨付きなしに子を連れ出そうとする考え方がそもそも存在



しない。今回はたまたま子が飛び出したことから早期に解決したが、そうでなければ早期解決は難しかった。

調停制度という、裁判所における協議制度自体が世界では珍しいことから、本国で調停調書を有効にするためには、最後に「本調停調書は確定判決と同一の効力を有する」の文言を付記してもらうことがポイント。

## 2. 法律知識を背景にした通訳

かなり日本語が話せる申立人でも、調停で使われる言葉が理解できず不安を感じている場合が多い。さらに通訳に法律知識があるかないかで、通訳される内容が全く異なってしまう場合が多々ある。例えば「Detention」という単語は、刑事訴訟法上の「勾留」と、入管法上の「収容」と両方の意味で使われるが、実際その中身は全く異なる。入管では多くの物品の差し入れ、面会での外国語の使用、多少の娯楽や運動が可能であり、公衆電話による外部への通話も認められる。ところが、警察に勾留された場合このような行為は一切認められていない。

## 3. 必要十分な立証書類収集

事例2のように、裁判では正確な立証書類の提出が求められる。疑うことが仕事のような入管に対し、常に疑われる余地がないほどの立証資料を出すよう心がけており、どこの何を探してほしいかを依頼人に提案できる。日系人の立証書類の例として、当該国軍の兵役手帳、社会保険証、ローカル警察の住民登録原票、現地外務省の外国人登録一覧データ等がある。また日本国外務省の旅券発給状況、JAICA の出身県別かつ移民船名別のデータ。その他、現地警察の登録資料、カトリック教会の洗礼証明書、婚姻証明書の資料等がある。

## 4. 複数の選択肢の提示

事例2のように入管から不許可判断があった場合、

依頼人にとってどのような選択肢があるのかを正しく伝えられることは大変重要である。今回のケースでは、不許可理由が本人の日系性疑義以外の理由であったために入管への再申請は考えられず、①行政訴訟としての取消訴訟(裁判)、②行政手続による国籍取得(法務局)、③就籍許可申立(家裁)という3つの選択肢が考えられたが、①は経済的負担が大きく、勝訴に至らない可能性も大きい、②が最も経済的負担が少ないが、同じ行政庁内で異なった判断を出さない危険性があった。したがって、③の就籍申立という司法判断(旧々国籍法による国籍回復が可能であるという知識を持つ人は少ない)それも非訟事件による選択肢を勧められるかどうかは重要なポイントとなった。



中村和夫 会員

## 多言語行政書士協会とは？

### I. 多言語行政書士協会設立の目的と理由

東京都内にある行政機関の窓口や小・中学校、あるいは児童相談所などの施設で外国人との意思疎通が上手くできない場合に、行政機関からの要請を受けて、電話等による通訳として仲立ちを行い、行政手続がスムーズに進められるよう協力することを目的として、平成21年6月、行政書士で外国語を得意とする有志により、設立された。

## II. 多言語行政書士協会の活動内容

同協会は、以下のような活動を行っている。

1. 在留資格変更・更新時の必須書類である課税納税証明書の取得等について役所から電話があった場合、無料で通訳する
2. 児童相談所から依頼があれば、電話通訳をしたり通訳として出向いたりする
3. 小学校での電話による通訳

今年8月現在、会員数21名。タイ語、タガログ語、その他の通訳を随時募集中。

多言語行政書士協会

<http://www11.ocn.ne.jp/language/>

## 離婚、養子縁組等で活躍の場も 梶村太市 先生

### I. 家裁における問題点

1. 家裁における涉外事件は特に、東京、横浜、茨城、群馬など首都圏を中心に増加してきている。その際、特に甲類審判（失踪宣告、子の氏の変更許可、養子縁組の許可、相続放棄申述の受理、氏又は名の変更の許可など紛争性が希薄で当事者間の合意による解決は考えられず、専ら審判のみによって扱われる事件）が多いが、外国法の調査、準拠法、管轄の調査に時間がかかる。中国、韓国、英米は、事例が蓄積されてきて概ね対応できるが、中南米、東南アジアが十分把握できない。家裁では予算、人材とも不十分で、体系化する必要性は感じているが個別ケースに追われて、すぐには難しい。在日大使館に聞くこともあるが、大使館も全ての法改正を把握しているわけではない。最高裁や大学図書館も万全ではない。
2. 当事者に言葉が通じない。通訳も東南アジア、アフリカ、イランは不足している。通訳は通じていないこともあるが、本人だけでも肝心な点を通じれば「良し」とするしかない場合もある。

## II. 通訳兼行政書士が活躍する可能性

外国語ができて法律知識もあるとなれば、離婚調停、甲類審判の養子縁組、就籍許可審判等で活躍の場はある。家裁としては、通訳として実績があるかどうかが重要。「何語、何法は誰が得意」というリストを作ってPRすれば良いのではないかと。

また、調停委員、家事審判の参与員になるという方法もある。参与員とは人事訴訟や審判手続の際に、専門知識を駆使して裁判官が参考とする意見を述べる非常勤の裁判所職員（平成17年現在、全国で約7,200人）。現在は、国際私法や戸籍関係に詳しい学者や法務省OBになってもらっている。事件数も乙類事件より甲類事件の方が圧倒的に多く、参与員の出番も多い。行政書士も実績を上げていけば、審判の参与員や調停委員に選任される可能性があると思う。訴訟にもっていく前に家裁を利用できることは多々あるので、どんどん家裁を活用してもらいたい。

家庭裁判所は、行政書士が他の士業とどこが違うのか、何が得意なのかがよくわからないのが現状。会としてどこを得意分野として打ち出すのか、活躍できるのかの明確なビジョンを持ってほしい。また、士業は職域拡大に必死だが、家裁では司法書士が通訳・参与員として若干いる程度であまり注目されていない。他の士業と協力して職域拡大を目指す方が通りやすい。家裁は一つの士業のみに荷担はできないから様子見となる。



梶村太市 先生

## 行政書士に期待 木全玲子 杉並児童相談所長

### I. 児童相談所の現状と問題点

児相とは虐待だけではなく、18歳未満のあらゆる相談に応じる場所で、主に法的対応が必要な案件、複雑・専門的な案件に対応している。外国人の相談件数は増加傾向にあり、平成15年度以降東京都では800件前後で推移。平成20年度の東京都全相談件数23,776件のうち、外国人相談は813件（うち虐待相談件数231件）と約3.4%。国籍別ではフィリピン、中国、韓国がベストスリー。外国人が多い新宿、世田谷、杉並の各区を抱えている児相では、増加する外国籍の人への対応を迫られている。平成17年に『外国籍児童の相談の手引』を作成し、入所案内や入所同意書などの各国語サンプルを揃えている。

児相が抱える問題点としては、以下3点があげられる。

1. 面接における意思疎通が困難
2. 文書でのやり取りも翻訳の時間が必要なことから相当の時間がかかる
3. 通訳・翻訳者の確保が困難

通訳は日常会話レベルでは足りず、児童福祉法の下地が必要。通訳の力量がさまざまなので、親が通訳を信じないケースもある。NPOなどもあるが、必要な言語（タガログ語やタイ語）とマッチしない。

児相としては行政処分行為の前に、その法的処分内容が十分に本人に伝わっているかどうかという不安が常にある。デリケートな案件だけに日本人と同じように理解、納得してもらいたいし、子ども安心して施設に入るなどしてほしい。

### II. 行政書士や多言語行政書士協会に期待すること

児相ではデリケートな案件ばかりを扱うため、守秘義務は最低限必要である。その点、行政書士法で守秘義務が課されている行政書士は、あらかじめ大きなハードルをクリアしていると言える。また、児童福祉法の

下地が必要と言ったが、児童福祉法に関しては児相で研修が可能。それよりも法律知識があること、特に入管法の知識があると安心である。仮放免中、また犯罪を犯している親もおり、親自身も行政書士の手助けは安心ではないかと思われる。

現在は、外国籍の人の案件については専門の学識経験者に相談し、助言を受けながら対応しているが、今後は在留資格専門家としての行政書士に期待している。

（広報部 武田敬子、梶原恭子）

## PROFILE

### ■中村和夫 会員

1954年東京生まれ。1999年行政書士登録。元メキシコ国営企業通訳官、スペイン等での海外駐在経験を活かして、顧問先数社の外国人雇用・採用コンサルティングをする一方、年間100件近くの外国人案件を処理している。

### ■梶村太市 先生

1941年愛知県生まれ。弁護士（第二東京弁護士会）。横浜家庭裁判所判事、横浜地方務局所属公証人、早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）客員教授を経て現在弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック。東京都行政書士会総合研修の身分法講師。

### ■木全（きまた）玲子 所長（2011年3月31日まで）

杉並児童相談所長。1984年東京都に心理職として採用。障害者施設等で勤務の後、児童相談所で児童心理司、児童福祉司として勤務。東京都福祉保健局少子社会対策部を経て2008年4月より現職。

# 発信する行政書士の業務外活動ファイル

その1



行政書士 潮 博恵さん

## 帆を張る

### 「ヨーロッパ辺倒の日本のクラシック音楽界に、新しい視点を持ち込みたい。情報発信から芸術活動支援へ」

東京都行政書士会の会員を任意で10人選んで並べてみたら…。年齢、取扱い業務、経歴からファッションに至るまで、「本当に同じ職業なの？」というくらい異なっているに違いありません（性別だけは男性が多数ですが）。このコーナーでは、そんなバラエティに富む行政書士の、やっぱり多岐にわたる業務外活動について、毎回1名ずつお話をうかがっていきます。

第1回目の登場は、田無支部の潮 博恵さん。行政書士業務のウェブサイトとは別に、「続・徹底研究 ティルソン・トーマス&サンフランシスコ交響楽団」というウェブサイトを経営しています。米国の、一般的にはさほど有名でもない（失礼!）オーケストラの活動を、かくも詳細に紹介・分析する理由は？ また、このウェブサイトと行政書士活動との関連性は？ 「法律」と「芸術」が出会った経緯を聞きたくて、インタビューに赴きました。

（インタビュー：広報部 梶原 恭子）



木版画 玉村 拓也 「クレタ島・イラクリオン」  
日本美術家連盟会員

#### ●潮さんと音楽とのこれまでの関わりを教えてください。

小さい頃からピアノやエレクトーンを弾くのが好きで、大学時代は音大ではないのですが、音楽学を専攻していました。卒業後は研究や教職の道に進む人が多かったのですが、私はそちらの方向も音楽業界に進むのも何か違うと思って銀行に就職しました。理由は、銀行に行けば世の中のいろいろなことが見えるかな、その後の選択肢が広がるかも、と思ったから。企業メセナという言葉が出てきた頃で、何らかの形で芸術支援に関わりたいという気持ちはずっとあったのですが、どう関われるのか当時はわからず、専らコンサートやオペラを聴きに行っていました。

#### ●銀行に就職してから行政書士になるまでの道のりは？

総合職で入行し、男性と同じように法人営業を中心として、いろいろな業務を経験させていただきました。でも、入行後10年を経て今後の方向性を改めて考えなおしたとき、自分が素手で戦っているような気がした。銀行ではゼネラリスト的なキャリアで、人生を会社に預けるような働き方にも疑問を感じていました。そんなとき、米国では法律家がボランティアで芸術支援を行っている、というのを本で読み、法律家なら手に職もつくし、かつ芸術支援にも関われるのでは、と思い、司法試験の勉強を始めました。その後会社を辞め、勉強を続けましたが、最終的な合格には至らなかった。このまま受験を続けるより、今自分のできることを組み合わせてやって行こう!と決め、既に合格していた行政書士に登録しました。英文契約を専門にするようになったのは、たまたま参加した研究会で、先輩の行政書士から仕事を依頼されたことがきっかけです。業務の内容は違っても、行政書士の仕事は本質的な点で銀行でやっていた仕事と通じるところがあり、銀行での経験はとても役に立っています。

#### ●そして、サンフランシスコ交響楽団に出会った。

夫が買って来たCDがきっかけでした。ちょうど行政書士登録をしたばかりの頃ですが、当時の私は、「アメリカのオーケストラ? しかも西海岸の?」という感じでした。

#### ●それがどうして、こんな熱心な伝道者に?

まずは、音楽が素晴らしかったということ。次に、現代社会において「オーケストラが存在する意味」や「オーケストラが提供できる価値は何か」を問いかける活動であったこと。そして、地

域社会から非常に支持され、応援されていたこと。それらは私にとって非常に新鮮かつ衝撃的で、日本で今後のオーケストラのあり方を考える上で参考になる、ぜひ知ってもらいたいオーケストラだと感じました。ところが、日本のクラシック音楽のマスメディアは、伝統的にヨーロッパの情報が中心で、アメリカの情報は東海岸に偏っていたということもあり、誰も彼らのことを伝えていなかった。そこで、彼らの活動を紹介するウェブサイトを立て上げたのです。

### ●日本でのオーケストラのあり方には何が問題がある？

日本、特に東京では、来日する海外のオーケストラの数が非常に多いという特殊事情があります。ロンドンやニューヨークにも外からのオーケストラはたくさん来ますが、海外のオーケストラのほうが立派とは思っていない。「ロンドン発」「ニューヨーク発」の芸術に勢いがある力を持っているのに対し、日本では、クラシック音楽はヨーロッパこそが本場で本物だという考えが根強く残っていて、人々が来日オーケストラのほうにより価値を感じがちです。ところが、来日オーケストラというのは、公演数が限られていることから、プログラムや演奏において新しい試みやリスクを冒すことができません。冒険から生まれる新たな創造を日本で提供できるのは、日本で継続して活動している日本のオーケストラです。日本人がこのことに気づくことが必要だと思っています。

### ●サンフランシスコ交響楽団が現在の姿になった理由はどこにあるのでしょうか。

米国では、レーガン政権の「小さな政府」以降、民間が担う公共サービスが、規模の上でも経営の面でも非常に発展しました。サンフランシスコ交響楽団も、学校教育で音楽の授業が削減されたことをきっかけに地域へ音楽教育を提供するようになりましたが、結果的にはそれが社会的な存在となる足掛かりになりました。シリコンバレーを抱え、世界中からクリエイティブでチャレンジングな人たちが集まってくるサンフランシスコ・ベイエリアという地域の特殊性も大きく影響しています。新しい価値を創造するんだという気概を市民が持っている。

### ●では、日本のオーケストラも、サンフランシスコ交響楽団を見習うべきだと？

そうではないのです。私が彼らを紹介しているのは、彼らのようなオーケストラが存在することを、知ってもらいたいから。海外の事情を知ることは、日本はどうあるべきかを考えることでもあります。お金持ちの大口の寄付のイメージが強いアメリカですが、サンフランシスコ交響楽団が、どんなところからどう資金を集め、どんなガバナンスで、どういうマーケティングをしているのか。現在、日本のオーケストラに、行政からの助成金削減や寄付税制改革などの問題がありますが、私のウェブサイトを、「どうい自分た

ちのオーケストラを持ちたいか」ということを考える材料にしてもらえたらと。またアーティストやオーケストラの方に対しては、僥越かもしれませんが、「応援されるとはどういうことか」を考えさせるウェブサイトでありたいと思っています。

### ●ご自身は今後どのようにオーケストラに関わっていきたいですか。

今は行政書士の活動とは別立てで活動していますが、ウェブサイトを通じて「考えるきっかけを提供する」ことは、十分、意義のあることだと自負しています。市民相談だけが行政書士の公益活動ではないと。行政書士としても、今後、例えば芸術団体がNPO や一般・公益社団法人など、どういう組織形態で活動するのがよいのかを選択する場面など、お役に立てる部分は多々あると思います。私が行っている行政書士の業務は、インターネットが繋がれば比較的場所を選ばないので、年に3、4回は、仕事を抱えて、海外に公演を聴きに行っています。自分としては、ちょうどよいバランスで関わっているかな、と。

### ●今後も、行政書士活動、音楽活動とも、ご活躍を期待しています。



## PROFILE

### 潮 博恵 (うしお ひろえ)

1990年3月 お茶の水女子大学文教育学部卒業  
 1994年3月 法政大学大学院修了(経営学修士  
 企業家養成コース)  
 1990年4月 さくら銀行(現三井住友銀行)入行。  
 10年間にわたり総合職として、海外と取引ある法人  
 向けに融資・外国為替業務をトータルに担当。  
 2006年行政書士登録。登録番号:06080903号  
 東京都行政書士会田無支部  
 東京都行政書士会著作権相談員  
 うしお行政書士事務所: <http://www.ushiog.com/>  
 【続・徹底研究】ティルソン・トーマス&サンフランシ  
 スコ交響楽団: <http://www.sfs.ushiog.com/>

## ●市民相談センター 行政書士会の無料相談

「実は、半年前に他界した叔母のことで相談したいのですが…」。「今度役所に出さなければいけない書類のことで教えて欲しい」。「外国人のビザの件でちょっとお尋ねしたいんですけど…」。

私たち東京都行政書士会市民相談センターの電話には、こうした内容の、日常生活でちょっと困ったこと、法律上の手続方法についての問い合わせなど、様々な種類の相談が、悩み事を抱えた方々から毎日寄せられます。時には法律の問題ではない相談事や、行政書士の専門分野から離れた内容の相談をされることもあります。

当センターでは、これらの相談に対し、知識と経験が豊富で一定の要件をクリアした専門の相談員（東京都行政書士会所属の行政書士）が、ひとつひとつの事案に丁寧に対応し、相談内容に応じて、その専門的知見から真摯に回答しています。時には悩み事を聴き、時には適切な機関や他士業の専門家（会）をご紹介したりして、できる限り相談者の望む、より良い解決へ向かうことの出来るよう、日々ご相談に応じています。平成17年9月にセンターを開設してから毎日、午前2名、午後2名の体制で相談員が相談センターに勤務しており、平成21年度は年間1,825件（月平均152件）の電話相談に対応してまいりました。現在のところ電話による相談のみではありませんが、当センターへの相談に関しては一切無料です。

相談員行政書士には守秘義務が課せられておりますので、周りの人に言えない相談事もお気軽にお尋ねいただければと思います。日常生活のお困り事の際は、当センターへお気軽にご相談ください。

市民相談センター 03-5489-2411  
電話相談：午前9時～午後5時30分（月曜日～金曜日）



市民相談センターリーフレット

## ●成年後見センター 取り組みと展望

東京都行政書士会では、成年後見等に関する活動を社会貢献と位置づけ、高齢者や障がい者等の権利の擁護及び財産の管理等支援目的として平成17年12月に成年後見センターを設置しました。

すでに先行している弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人と同質の能力担保と厳格な指導監督体制を併せ持つ組織を確保するために、専門職後見人養成のための60時間基礎研修と効果測定、面接、そして成年後見賠償責任保険への加入を義務づけ、これら全てがクリアできた者に対し証明書を発行し後見人等候補者として人的資源の充実を図ってきました。

これらの研修や取り組みは、裁判所及び関係機関や諸団体から一定の評価を得ており、209名の証明書保持者によって、地域における市民・市区町村・社会福祉協議会・地域包括支援センターへの活動実態の認知度も高まり、相談件数も、後見人受任件数も増加しています。

成年後見人等の業務は行政書士の法定外業務であるために専門職後見人等の団体として認知されにくい状況にあるため、現在、社団法人化を進めているところです。専門職受任団体として確立した立場を位置づけることによって、質の高い後見人等の候補者を継続安定的に提供することができ、地域社会の市民への支援等の充実がはかられ、裁判所や関係機関、諸団体との良好な連携体制を構築することによって、組織としての、また行政書士会全般の信頼に繋がるものと確信しています。

そしてこの地域社会への社会貢献活動の実践こそが、社会が望んでいることに違いありません。

成年後見センター 03-5489-7444  
電話相談・対面相談（予約制）：午前10時～12時・午後1時～4時（月曜日・木曜日）

## 東京会のインターネット広報について

東京都行政書士会では、紙媒体による広報に加えて、インターネットによる広報を行っています。東京会の公式ウェブサイトは平成14年に発足、平成21年6月に全面リニューアルを行いました。行政書士の業務や、東京会3センター（「市民相談センター」「成年後見センター」「行政書士ADRセンター東京」）の紹介も、こちらでご覧になることが可能です。平成21年7月には、動画サイト「YouTube」を利用した広報が始まりました。中西豊東京都行政書士会会長が1月に1回程度登場し、行政書士会の活動を紹介しています。今後は会長だけでなく、東京会の一般会員にも協力していただきながら、撮影を重ねていきたいと考えています。一番新しいネット広報の目玉は、今年3月に始まった「東京会公式ツイッター」。士業による公式ツイッターとしては業界初の試みであり、他県の行政書士、他仕業の方々、行政書士試験受験生をも巻き込んで、ちょっとした反響を呼んでいる模様。日々のツイート（つぶやき）をチェックしていると、行政書士の日々の喜怒哀楽が伝わってくるほか、業務に関する新しい情報、東京会や会長に対するご意見も多々見受けられます。特に、会員用サイトの「ご意見箱」には上がってこない要望をすくい上げる手段として、東京会ツイッターは貴重な存在です。皆さまのアクセスをお待ちしています。

- 東京都行政書士会公式ウェブサイト <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>
- 東京都行政書士会YouTubeチャンネル <http://youtube.com/Tokyogyosei>
- 東京都行政書士会公式ツイッター <http://twitter.com/TokyoGyoseiAssn>

### 編集を終えて

広報部長 森山 潤

この原稿を書いている今日9月21日は、気温は30度を超え、今年70日目の真夏日となりました。観測史上最も暑かったといわれる今夏ですが、広報部では永くて暑い夏のさ中から、対外広報誌の企画と取材に汗を流してきました。その第1号を皆様にお届けします。やっと訪れた秋の夜長に、ご一読ください。

新しい対外広報誌では、学者や実務家など行政書士以外の有識者の方々に、司法制度や個々の法律との関わりの中における行政書士の業務や職域について、客観的な視座から論じていただくことを、基本コンセプトに据えました。また、日常業務の枠を超えた世界で、多彩な能力を発揮して生き生きと活躍する行政書士像をお伝えすることも、本誌の狙いの一つです。加えて、昨今の社会的テーマである「ペット問題」を、特集として取り上げてみました。

誌名は引き続き『Puente』とすることにしました。プエンテとは、スペイン語で「橋」。本誌が人と法、そして人と人との架け橋の一助となることを願いつつ、この誌名を使うことに決めました。「プエンテ」には「橋」以外に「連休」や「シャトル便」の意味もあるそうです。これは本誌コラムをご執筆いただいた、公証人の雛形先生に教えていただいた知識です。

東京都行政書士会の会員数は、8月末現在で4,935名に上ります。行政書士試験研究センターの集計によれば、今年の行政書士試験の受験者数は、昨年より5.7パーセント増えて全国で約88,600人。東京都においては18パーセント近い増加率だそうです。有能な若手や豊かな社会経験をもつ多くの合格者が入会してくることでしょう。

広報部では、これからも『プエンテ』誌上において、われわれを取り巻く司法制度や法律の検証を試みるとともに、生身の行政書士をより身近な存在としてリアルに知っていただくために、その素顔をお伝えするつもりです。

多くの会員の皆様方はもとより、法律に携わる有識者や実務家、官公署、マスコミなど外部の方々にも何かを感じ取ってもらえる記事、そしてそれを基に、考える糸口となる課題を提供することのできる記事を掲載してゆきたいと考えます。ご期待ください。

行政書士とうきょう増刊号 Puente VOL.01 号 平成22年10月10日発行 定価200円（送料別）

購読をご希望の方は、東京都行政書士会事務局までお問い合わせください。

編集 東京都行政書士会広報部  
 編集委員長 森山 潤  
 編集委員 田村通彦 吉元和俊  
 高橋敦子 梶原恭子  
 青山純子 武田敬子  
 久保晶子 山口 浩  
 森 紋子 大門則亮

発行人 東京都行政書士会  
 会長 中西 豊  
 〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-16  
 TEL03-3477-2881 FAX 03-3463-0669  
 印刷所 小宮山印刷株式会社

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。